

アルミ缶プレス・スチール缶プレス・破砕機から排出されるアルミ及び鉄・焼却炉から排出される鉄・処理困難物・雑電線の処分業務委託仕様書

- 1 処分委託物件

① アルミ缶プレス
W・H・D 600mm×270mm×250 mm以下 重量 約 13 k g

② スチール缶プレス
W・H・D 600mm×270mm×250 mm以下 重量 約 25 k g

③ 破砕機から排出されるアルミ（スクラップ・不純物を含む）

④ 破砕機から排出される鉄（スクラップ・不純物を含む）

⑤ 処理困難物

⑥ 雑電線

⑦ 焼却炉から排出される鉄（炉鉄）

2 履行場所 天理市櫟本町 3246 番 1 ① ～ ⑥
天理市岩屋町 459 番 2 ⑦

3 契約期限 アルミ缶プレス・スチール缶プレス・破砕機から排出されるアルミ及び鉄・
焼却炉から排出される鉄・処理困難物・雑電線の処分業務の契約は、それ
ぞれ契約の日から令和 7 年 7 月 31 日までとする。
（現物は、契約期限までに引き取ること。）

4 契約方法 1 トン当りの単価契約とする。

5 回収方法 （1）積載、搬出等作業の取り扱い日及び時間は、本組合職員及び施設運営事
業者の指示に従い決定すること。ただし、月～金曜日午前 9 時 00 分
から午後 5 時 00 分までとし、土曜日、日曜日、祝祭日及び本組合の定め
る休日は取り扱わないものとする。
（2）回収する現物及び量、時期、日時については、本組合職員及び施設運営
事業者の指示によるものとする。（基本的には午後）
また、処理物の積込は、基本的に運営事業者が行うものとする。
（3）積載及び搬出等に要する機材、人員等はすべて本施設運営事業者が準備
することを原則としているため、本組合に一切の負担をさせないこと。
（4）資源の搬出車両については、飛散防止等の対策を行った車両を使用し、
車両の調達等については、全て受託者が行うこと。
（5）原則として月一回は搬出すること。
（6）引取りを申し出た物件の引取りは拒否しないこと。

6 計量 搬出の都度、風袋重量及び総重量を物件ごとに本施設の計量機で本組合職員
及び施設運営事業者立ち会いのもと計量し、計量伝票を係員から受け取る
こと。

7 代金の収納 処分委託料の支払いについては、計量証明にもとづいて本組合へ請求する。
ただし、委託業者からの支払は、計量証明を本組合に提出し、本組合納入
通知書に基づき、1 ヶ月以内に指定の口座へ振り込むものとする。

- 8 その他 疑義が生じた場合は、誠意をもって協議するものとする。